

## 入札制度改革について（素案）

### 1 主旨

区では公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図ることを目的として、平成27年4月に世田谷区公契約条例を施行し、より一層の適正な契約の執行に努めてきた。

今年2月には、本条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、条例の意義の更なる周知及び遵守の徹底が求められること、さらに適正な予定価格や工期設定に努め、ダンピング防止のための制度改革を進めることなどについて答申を受けたところである。

これらを踏まえ、来年度からの実施に向けて以下の方向性をもって入札制度改革を推進する。

### 2 改革の方向性

入札制度については、国や他の自治体でも制度の更新が繰り返されているとおり、区においても区内事業者の受注機会の確保を図りながら、その時々の状況等に応じた改正を積み重ねてきたが、入札の手法や運用においては、今後も社会の変化とともに常に見直しが必要である。

今回の改定にあたっては、工事請負契約について手続きの煩雑化や透明性等に留意したうえで、労働者の働きやすい環境の整備といった視点や過度な低入札を抑制する仕組みなどを盛り込んだものとし、品質を確保した適正な価格による入札の実現を目指す。

併せて、公契約条例の趣旨や取組みの周知を徹底し、事業者による労働者への適正な賃金支払い及びこれを踏まえた工事価格の積算を促す。

これらに加えて、更なる適正な予算編成及び執行を目的としたより実勢価格に即した予定価格の設定等についても関係部署と連携し、改善に向けた検討を進める。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年10月	公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議
11月	区議会へ案を報告
12月	区民及び事業者向け周知
令和4年2月	改定後の入札制度による入札公告の開始（試行）